

# 特定業務申立て書

今回の特別加入の申請に当たり、特定業務について下記のとおり相違ありません。

## 記

該当する項目に○印を付ける。

### 1. 粉じん業務について（従事期間3年以上）

①アーク溶接作業 ②グラインダー作業 ③岩石、鉱物、コンクリート等の彫り、仕上げ作業 ④ガラス・ホウロウ製品製造 ⑤砕石場やバッチャープラント付近での作業 ⑥トンネル等の掘削する場所における作業 ⑦その他粉じん作業（作業名）

### 2. 振動業務（使用する振動工具・作業、従事期間1年以上）

①チェーンソー ②ブッシュクリーナー（刈払機、草刈機） ③携帯用研削盤（ハンドグラインダー、アングルグラインダー） ④削岩機（ストーパー、シンカー、ハンドドリル） ⑤チップングハンマー（エアータッパー） ⑥鋸打機（リベッティングハンマー等） ⑦コーキングハンマー（ピーニングハンマー） ⑧ハンドハンマー ⑨ベビーハンマー ⑩コンクリートブレイカー（エアブレイカー） ⑪スケーリングハンマー ⑫サンドランマー ⑬エンジンカッター ⑭携帯用木材皮はぎ機 ⑮携帯用タイタンパー ⑯スイング研削盤（吊下げ式グラインダー） ⑰卓上用研削盤（いわゆる昇降機） ⑱床上研削盤 ⑲ジェットタガネ（多針タガネ、ニードルスケーラー、ジェットチゼル） ⑳ケレン作業 ㉑スーパーチゼル ㉒ペーピングブレイカー ㉓フラックスチップ ㉔コンクリートバイブレーター ㉕インパクトレンチ（ナットランナ） ㉖バイブレーションシャワー（ハンドシャワー、ニプラー） ㉗バイブレーションドリル ㉘電動ハンマー ㉙オービタルサンダー

### 3. 鉛業務（従事期間6ヶ月以上）

①はんだ溶接 ②鉛ライニングの業務  
③ほか鉛合金及び鉛含有塗料を扱う業務（作業名）

### 4. 有機溶剤等の業務（従事期間6か月以上）※製品の安全データシート（SDS）を確認してください。

①トルエン、キシレン、酢酸ブチル、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、エチルベンゼン（塗装）  
②スチレン ③イソプロピルアルコール ④トリクロルエタン ⑤トリクロルエチレン  
⑥テトラクロルエチレン ⑦ヘキサン ⑧N・Nジメチルホルムアミド  
⑨その他の有機溶剤等（ ）※労働安全衛生法施行令「別表三」

又は「別表六の二」に記載されている物質は健康診断が必要となる可能性があります。）

### 5. 特定業務なし

1 から 4 のうち該当する場合の従事期間

年 月 から 年 月 まで 年 月

※振動工具の使用頻度（月 日程度、1回につき 時間程度）

令和 年 月 日

鹿児島労働局長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

特別加入予定者の

氏 名 \_\_\_\_\_

※ この用紙は特別加入予定者1名につき1枚、自署のうえ、提出してください。